

Ⅲ 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成25年度推進状況
3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等		
(1) インクルーシブ教育システムの構築	3-(1)-1 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築する。また、以上の仕組みの下、障害のある児童生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促す。	<p>文部科学省</p> <p>○障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするなどの学校教育法施行令の改正を行った。</p> <p>○また、改正の趣旨や本人・保護者の意向を最大限尊重することなどの留意点等について通知を発出するとともに、詳細な解説資料である「教育支援資料」を全都道府県・市町村教育委員会に配布。文部科学省ホームページにも掲載し、その周知を図った。</p> <p><u>○平成25年度の小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は39,208人、うち、学校教育法施行令第22条の3に該当する人数は8,453人、特別支援学校に就学した人数は6,190人であった。</u> (参考)</p> <p><u>平成26年度の小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は42,352人、うち、学校教育法施行令第22条の3に該当する人数は8,651人、特別支援学校に就学した人数は6,341人。</u></p>
3-(1)-2	障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知する。	<p>文部科学省</p> <p>○障害種ごとの子供の教育における合理的配慮の観点や、学びの場の柔軟な見直し等について解説した、「教育支援資料」を全都道府県・市町村教育委員会に配布するとともに、文部科学省ホームページにも掲載し、その周知を図った。</p> <p>○また、インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の調査研究を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
3-(1)-3	合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る。	文部科学省	<p>○公立小・中学校におけるいわゆる通級指導などの特別な指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、平成25年度予算においては600人の定数改善を含む5,941人を盛り込んだ。</p> <p>(参考) <u>平成26年度予算 6,176人</u> <u>平成27年度予算 6,276人</u></p> <p>○また、特別支援教育支援員について、配置実績を踏まえ、平成25年度においては、前年度から3,200人増の44,700人分の地方財政措置を講じている。</p> <p>(参考) <u>平成26年度 46,300人</u> <u>平成27年度 49,700人</u></p>
3-(1)-4	医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進する。	文部科学省	○各自治体における、医療・福祉等関係機関との連携、情報提供、相談会の実施、就学移行期における支援の充実等について「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
3-(1)-5	可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。	文部科学省	<p>○「特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進）」により、個別の教育支援計画の作成等の学校における支援体制の整備に関する取組や障害のある子供の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行う取組に係る経費の一部補助を実施。</p> <p>○特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。</p> <p><u>(参考)</u> <u>学校が作成する「個別の教育支援計画」と障害児通所支援事業所等が作成する「障害児支援利用計画」の連携を進めるよう、平成24年4月に厚生労働省と文部科学省の連名の文書により、教育委員会等関係機関に依頼している。</u></p> <p>○障害のある子供及び保護者に対し、早期から情報の提供や相談会の実施等、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するため、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。</p> <p><u>(参考)</u> 特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率 <u>平成25年度 78.7%</u> <u>平成26年度 81.5%</u></p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
3-(1)-6	障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行う。	文部科学省	<p>○「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を立ち上げ、障害のある子供の個別の状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集を開始。</p> <p><u>(参考)</u> <u>本事業において「合理的配慮」の実践事例の収集や、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を実施している。収集した事例は、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の中に、平成26年に新たに開設した「『合理的配慮』実践事例データベース」において順次公開し、平成27年7月現在、115事例が掲載されている。</u></p>
3-(1)-7	障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進するため、個別のニーズに応じた入学試験における配慮の充実を図る。	文部科学省	<p>○平成25年度、各都道府県教育委員会等に対して高校入試における障害のある生徒への対応状況を調査するとともに、その結果を全国高等学校入学者選改善協議会の場などにおいて各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p><u>(参考)</u> <u>平成26年度も引き続き実施。</u></p>
3-(1)-8	福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒の就労について、支援の充実を図る。	文部科学省	<p>○平成25年4月に、就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について、文部科学省と厚生労働省と連名による事務連絡を発出。</p> <p>○平成26年3月に、障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携体制の構築・強化に関する通知を発出。</p> <p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」において、地域社会と連携したキャリア教育に資する教育課程の研究等を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																
(2) 教育環境の整備	3-2-1	障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努める。	文部科学省 ○平成25年度に使用される、小・中学校の学習指導要領に基づく検定済教科書に対応した標準規格の拡大教科書は、全点発行。また、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。この他、通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対しては、教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げ箇所がハイライトで表示されるマルチメディアテイジー教材等の音声教材がボランティア団体等により製作されており、 <u>希望する児童生徒に無償で提供されている。文部科学省においても必要な調査研究等を行うなど、その普及を推進。</u> ○障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、障害を補完し、学習を支援する補助手段として、情報通信技術などの活用を進める実証研究「学びのイノベーション事業」を特別支援学校においても実施。（平成23～25年度） <u>(参考)</u> <u>○平成26年度以降、文部科学省においてもより効率的な教材製作・提供等に関する必要な経費について支援を行うなど、その普及を推進。</u> <u>○平成26年度から「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を実施し、企業・大学・教育委員会等と連携して、児童生徒の障害の状況等に応じて使いやすく、入手しやすい価格の支援機器等教材の開発に対する支援を行っている。</u> <u>○国立特別支援教育総合研究所において、平成26年度に、障害の状態や特性等々に応じた教材や支援機器等の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するための「特別支援教育教材ポータルサイト」を開設した。</u> <u>○拡大教科書、音声教材の発行点数（拡大教科書／音声教材）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成24年度)</th> <th>(平成25年度)</th> <th>(平成26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>280/77</td> <td>280/211</td> <td>280/261</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>131/53</td> <td>131/102</td> <td>131/144</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>45/18</td> <td>64/24</td> <td>79/57</td> </tr> </tbody> </table>		(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	小学校	280/77	280/211	280/261	中学校	131/53	131/102	131/144	高等学校	45/18	64/24	79/57
	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)																
小学校	280/77	280/211	280/261																
中学校	131/53	131/102	131/144																
高等学校	45/18	64/24	79/57																

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
3-(2)-2	災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進する。	文部科学省	<p>○災害時に避難所となる学校施設におけるバリアフリー化の必要性について示した「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を平成26年3月に取りまとめた。</p> <p>○さらに、公立学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行っている。</p> <p>○さらに、公立学校についてはエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行うなど、各地方公共団体におけるバリアフリー化の取組を支援。</p>
3-(2)-3	障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図る。	文部科学省	<p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒に対する指導方法等について研究を行うとともに、ホームページ等で成果の普及を図る。</p> <p>○「特別支援教育教育課程等研究協議会」を開催し、教育課程の編成や実施上の課題について情報交換や研究協議等を行った。</p>
3-(2)-4	特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図る。	文部科学省	<p>○特別支援学校教員等の専門性の確保のため、特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業において、特別支援学校教諭等免許状取得のための免許法認定講習・認定公開講座の開設を促進。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県において特別支援教育に関して指導的立場にある教員等を対象に、各種の専門的な研修を実施。</p> <p>○特別支援学校において外部人材（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を配置・活用し、特別支援学校の専門性を強化するなど、特別支援学校のセンター的機能の充実を目的とした、特別支援学校機能強化モデル事業を実施。</p> <p>○都道府県等を対象とした「特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進）」により、管理職・教員・支援員等に対する研修にかかる経費の一部を補助し、特別支援教育の体制整備を推進。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
(3) 高等教育における支援の推進	3-(3)-1	大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。	文部科学省 <p>○学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、スロープ、エレベーター、手すり、障害者用トイレ等の整備を推進。</p> <p>○平成25年5月1日現在、情報保障を含む授業に関する支援を実施している大学等の数は621校（全体1,190校）で、平成24年5月1日現在の601校から増加。 （参考）平成26年5月1日現在 639校</p> <p>○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で整理した、情報保障やコミュニケーション上の配慮等に係る合理的配慮の考え方について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。</p>
	3-(3)-2	大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。	文部科学省 <p>○大学入試センター試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施。また、平成25年度大学入試センター試験（平成25年1月実施）から、障害のある入学志願者が出願しやすいよう、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の内容を通知するとともに、高等学校及び大学関係者に対して、文部科学省や大学入試センターが主催する会議において配慮の取組について周知。</p>
	3-(3)-3	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。	文部科学省 <p>○大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施。大学入試センター試験については、大学入試センターホームページにおいて、受験上の配慮決定者数を、障害等の区分別・配慮事項別に公開している。 （参考）平成26年度大学入試センター試験（平成26年1月実施）においては、合計2,416人について受験上の配慮を行うことを決定している。</p> <p>○各大学の平成25年度入学者選抜において、何らかの特別措置を実施した大学等の延べ数は1,011校。 （参考）平成25年度から調査開始。平成26年度は延べ1,060校。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
3-(3)-4	入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。	文部科学省	<p>○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で、短期的課題として整理した、各大学等における情報公開の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。</p> <p>○平成25年5月1日現在、HPで障害学生の修学支援情報の公開を実施している大学等の数は136校（全体1,190校）で、平成24年の同時期の113校から増加。 （参考）平成26年同時期は218校</p>
3-(3)-5	各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。	文部科学省	<p>○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）において、短期的課題として整理した、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署設置等の支援体制の整備の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。</p> <p>○また、同機構において、全国の大学等からの支援方法等の相談に対応するため「障害学生修学支援ネットワーク」を形成。</p>
3-(3)-6	障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。	文部科学省	○独立行政法人日本学生支援機構において、障害のある学生の修学支援に関する実態調査を実施するとともに、大学等において障害のある学生支援を担当する教職員を対象としたセミナーやワークショップを開催。